《公立公的病院等再編・統合阻止》

424愛知 共同行動 通信

2021年2月11日

NO. 97

発行：「424 愛知共同行動」事務局　愛知社保協地域医療委員会

（文責：長尾-☎052-871-7856）

☆国・厚労省の２枚舌を許すな！

「地域医療構想」による病床削減・機能転換や病院の再編統合の具体化を一旦、「延期」の通知を発出（3/4, 8/31）しながら、「地域医療構想」の実現・推進（7/17 閣議決定-「経済財政運営と改革の基本方針 2020」）を確認する中、2020 年度予算に盛り込まれた「新たな財政支援」（全額国費-84 億円）+「医療介護総合確保基金」（医療分 1,195 億円の内、560 億円を重点予算）を使い、病床削減・機能転換や病院統廃合計画の具体化に大判振る舞い！『補助金』申請の期限を切って、計画推進を後押し！

１〉「名指し指定病院」の再検証要請期限

○　令和２年１月１７日付けで、厚生労働省医政局長より、急性期の病床を有する公立・公的医療機関等のうちから**再編・統合について再検証の要請対象となる医療機関を選定し、再検証の要請通知を発出。**

・公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について

「当面、都道府県においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」における一連の記載(※)を基本として、地域医療構想調整会議での議論を進めていただくようお願いする。」

(※) 経済財政運営と改革の基本方針 2019 の記載

○ **医療機関の再編統合を伴う場合　⇒ 遅くとも 2020 年秋頃**

○ **それ以外の場合　⇒ 2019 年度中**

２〉期限の「延長」通知

令和２年３月４日及び令和２年８月３１日付けで、厚生労働省医政局長より、**再検証等の期限について通知**を発出。

・具体的対応方針の再検証等の期限について（３月４日付け）

「2019　年度中とされた見直しの期限に関しては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から政府として一定期間はイベント等について中止、延期等の対応を要請していること等と歩調を合わせつつ、厚生労働省において改めて整理の上、通知することとする。」

・具体的対応方針の再検証等の期限について（８月 31 日付け）

「再検証等の期限を含め、地域医療構想に関する取組の進め方について、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」、社会保障審議会医療部会における議論の状況や地方自治体の意見等を踏まえ、厚生労働省において改めて整理の上、お示しすることとする。」

と、実質的な計画の具体化の延期、棚上げが通知されています。

なのに、

3>「病床機能再編支援補助金」支給要領を『通知』

（2020 年 11 月 26 日）「厚生労働省医政局地域医療計画課」

①今年度分の申請・交付のスケジュール（84 億円の争奪に？！）

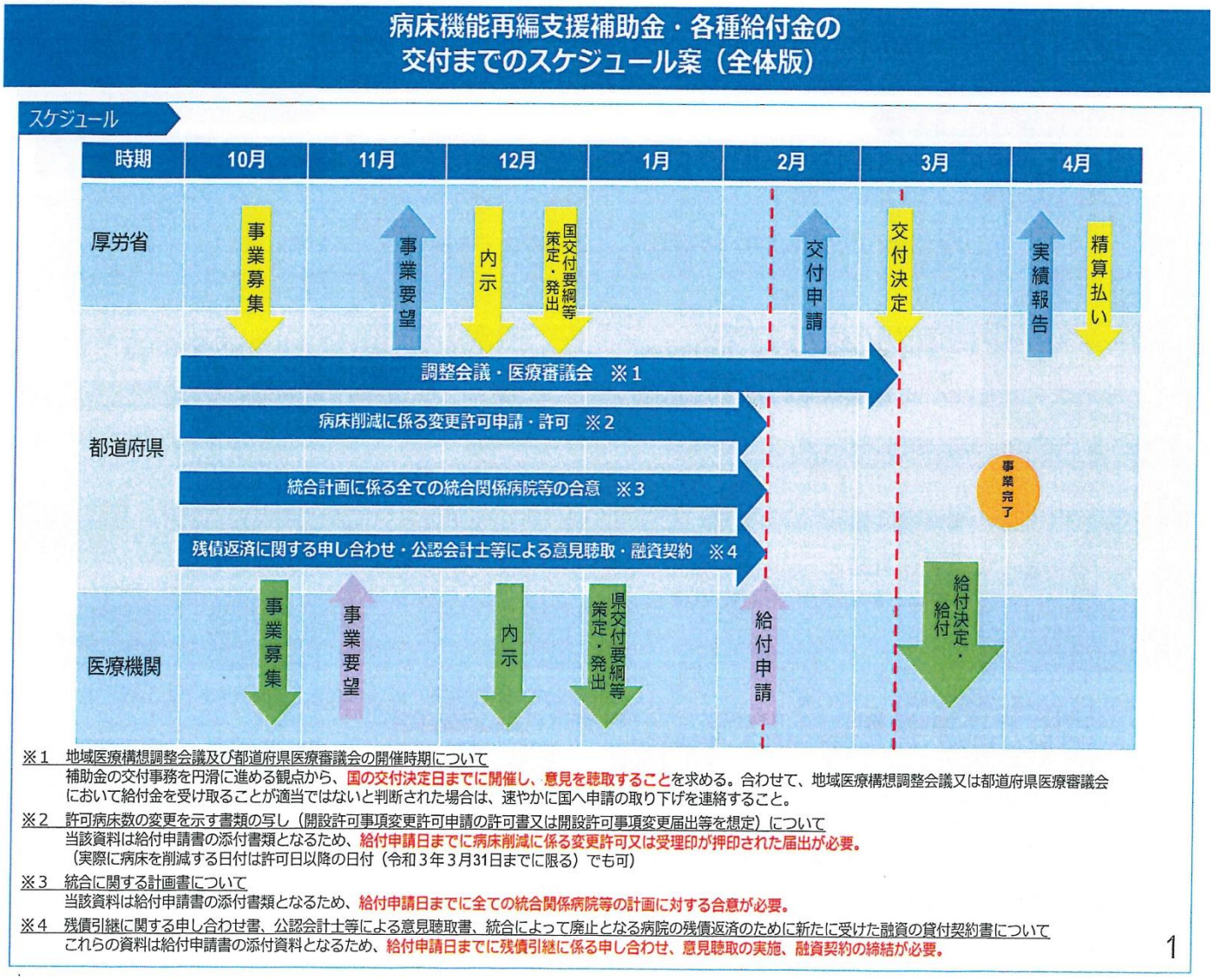

②支給額の算定方法＝病床の稼働率で補助単価（削減１床当り）に格差をつける！

＊病床稼働率が高くても、病床削減を実施すると補助単価は大幅に増額＝地域医療構想に協力せよ！

４．支給額の算定方法

① 平成 30 年度病床機能報告において、対象３区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象３区分の許可病床数に対象３区分の病床稼働率を乗じた数）までの間の削減について、対象３区分の病床稼働率に応じ、削減病床１床あたり下記の表の額を支給する。

なお、病床稼働率については、平成 30 年度病床機能報告の数値を用いて算出するものとする。

病床稼働率	削減した場合の１床あたり単価
５０%未満	１，１４０千円
５０%以上６０%未満	１，３６８千円
６０%以上７０%未満	１，５９６千円
７０%以上８０%未満	１，８２４千円
８０%以上９０%未満	２，０５２千円
９０%以上	２，２８０千円

② 一日平均実働病床数以下まで削減する場合は、一日平均実働病床数以下の削減病床については、１床あたり、2,280 千円を交付する。

③ 上記①及び②の算定にあたっては、回復期機能への転換病床数及び介護医療院への転換病床数を除く。

＊支給額算定事例

1．医療機能の分化・連携に必要な病床削減支援

地域医療構想の実現のため、病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するものが、病床数の適正化に必要な病床数の削減を行う場合、削減病床に応じた給付金を支給する。

支給対象

平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象３区分」）のいずれかの医療機能を選択した病棟の稼働病床数を１床以上報告し、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に対象3区分のいずれかの病床削減を行う病院等（以下「病床削減病院等」という。）の開設者又は開設者であった者。

支給要件

① 地域医療構想を実現するため、病床削減の対象病院等について、病床の機能分化・連携に必要な病床数の削減を行うものであるという、地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が必要と認めたもの。
② 病床削減病院等における病床削減後の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における稼働病床数の90%以下であること。
③ 同一年度内に病床削減支援給付金の支給を受けていないこと。
④ 同一年度内に病床削減病院等の開設者が、同じ構想区域内で開設する病院を増床していないこと。

支給額の算定方法

① 平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象３区分の許可病床数に対象３区分の病床稼働率を乗じた数）までの間の削減について、対象3区分の病床稼働率に応じ、削減病床1床あたりの額を支給。
② 一日平均実働病床数以下まで削減する場合は、一日平均実働病床数以下の削減病床については2,280千円／床を交付。
③ 上記①及び②の算定にあたっては、回復期機能への転換病床数及び介護医療院への転換病床数を除く。

【イメージ】

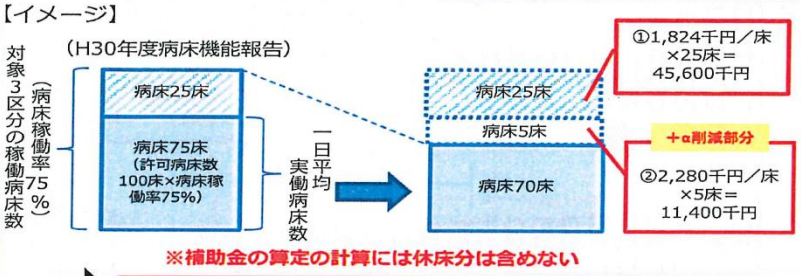

※補助金の算定の計算には休床分は含めない

病床稼働率	削減した場合の１床あたり単価
50%未満	1,140千円
50%以上60%未満	1,368千円
60%以上70%未満	1,596千円
70%以上80%未満	1,824千円
80%以上90%未満	2,052千円
90%以上	2,280千円

①（45,600千円）＋②（11,400千円）＝57,000千円の交付

2

2．医療機能の分化・連携に必要な医療機関統合支援

地域医療構想の実現のため、病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するものが、病床数、病床機能、医療提供体制の適正化のために統合する場合、統合計画に参加する病院等に給付金を支給する。

支給対象

地域医療構想に基づく病院等の統合計画に参加し、平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象３区分」）のいずれかの病床の削減を伴う統合計画に、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に合意した病院等（以下「統合関係病院等」）の開設者であること。

支給要件

① 地域医療構想を達成するために必要な統合であるとして、地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が必要と認めたもの。
② 統合関係病院等のうち１以上の病院が廃止（有床診療所化、診療所化も含む）となること。
③ 2025年度中までに統合が完了する計画であり、全ての統合関係病院等が計画に合意していること。
④ 統合関係病院等の対象3区分の総病床数の10%以上削減すること。

支給額の算定方法

① 統合関係病院等の施設ごとに、平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象３区分の許可病床数に対象３区分の病床稼働率を乗じた数）までの間の削減について、対象3区分の病床稼働率に応じ、削減病床1床あたり算出された額の合計額を支給。
② 一日平均実働病床数以下まで削減する場合は、一日平均実働病床数以下の削減病床については2,280千円／床を交付。
③ 上記①及び②の算定にあたっては、統合関係病院等間の移転病床数、回復期機能への転換病床数及び介護医療院への転換病床数を除く。
④ 重点支援区域として指定された統合関係病院等については、算定された金額に1.5を乗じて算定された額の合計額を支給。

【イメージ】（H30年度病床機能報告）

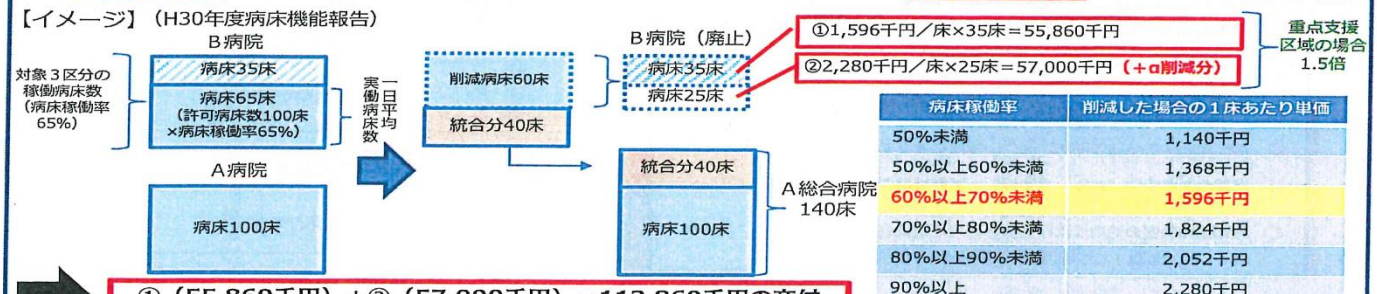

病床稼働率	削減した場合の１床あたり単価
50%未満	1,140千円
50%以上60%未満	1,368千円
60%以上70%未満	1,596千円
70%以上80%未満	1,824千円
80%以上90%未満	2,052千円
90%以上	2,280千円

①（55,860千円）＋②（57,000千円）＝112,860千円の交付

※補助金の算定の計算には休床分は含めない

3

③国の「重点支援区域対象病院」には、補助単価が 1.5 倍に増額！

これまでに以下の11道県14区域の重点支援区域を選定。
【１回目（令和２年１月31日）に選定した重点支援区域】
・宮城県（仙南区域、石巻・登米・気仙沼区域）
・滋賀県（湖北区域）
・山口県（柳井区域、萩区域）
【２回目（令和２年８月25日）に選定した重点支援区域】
・北海道（南空知区域、南檜山区域）
・新潟県（県央区域）
・兵庫県（阪神区域）
・岡山県（県南東部区域）
・佐賀県（中部区域）
・熊本県（天草区域）
【３回目（令和３年１月22日）に選定した重点支援区域】
・山形県（置賜区域）
・岐阜県（東濃区域）

Ⅱ．全ての統合関係病院等が重点支援区域における支援対象病院として位置付けられている場合は、統合関係病院等の施設ごとに算定された金額に１．５を乗じて算定された額の合計。

④2021 年 2 月 9 日「病床機能再編支援補助金」の内示が公表される！

（都道府県別―60.6 億円/予算 84 億円中）

＊愛知県―６千１百万円。最高＝熊本県４億８千６百万円

＊2021 年度予算では、さらに増額され、１９５億円もの予算が組まれています！

令和２年度病床機能再編支援補助金の内示額一覧

（単位：百万円）

	内示額
北海道	293
青森県	75
岩手県	147
宮城県	259
秋田県	343
山形県	394
福島県	48
茨城県	19
千葉県	3
石川県	70
福井県	125
長野県	303
岐阜県	74
静岡県	187
愛知県	61
三重県	130
京都府	228

	内示額
大阪府	229
兵庫県	144
和歌山県	146
島根県	81
岡山県	243
広島県	430
山口県	266
徳島県	27
愛媛県	101
高知県	190
福岡県	470
佐賀県	72
長崎県	41
熊本県	486
大分県	70
鹿児島県	304
合計	6,060